■障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）概要

（（独）日本学生支援機構「平成26年度全国障害学生支援セミナー　体制整備支援セミナー」文部科学省資料より）

○合理的配慮の対象範囲

○「学生」の範囲

大学等に入学を希望する者及び在籍する学生

（科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む）

○「障害のある学生」の範囲

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生

○学生の活動の範囲

授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象

※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

※社会的障壁：障害のある⽅にとって、⽇常⽣活や社会⽣活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通⾏、利⽤しにくい施設、設備など）、制度（利⽤しにくい制度など）、慣⾏（障害のある⽅の存在を意識していない慣習、⽂化など）、観念（障害のある⽅への偏⾒など）その他⼀切のもの。

つまり、「障害」は「個人の問題」のみではなく、「社会（環境）側の問題」という捉え方。

○合理的配慮の対象範囲（イメージ）

＜検討の対象外＞

・教育とは直接に関与しない学生の活動

・通学支援

・学内介助（食事、トイレ等）

・生活面への配慮

＜学内＞

・通学支援

・学内介助（食事、トイレ等）

・学内移動

・正課教育：授業（講義、演習、実験・実習）、通信教育課程のスクーリング、大学院の研究指導、自主学習（予習・復習）　等

・正課外教育：学生相談、就職指導、修学指導　等

・奨学金の申請

・施設の利用（図書館、情報処理室、学生寮等）

・各種情報の入手

・入試

・試験

・履修登録

・学校行事（入学式・オリエンテーション・卒業式等）

＜学外＞

・フィールドワーク

・教育実習、インターンシップ等

・学校行事（入学式・オリエンテーション・卒業式等）

・入試

○合理的配慮の考え方➀

○検討会報告（第一次まとめ）における定義

・障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確

保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、

・障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に

個別に必要とされるもの

かつ

・大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さ

ないもの

※合理的配慮＝変更・調整を行うこと

※個々の学生の教育的ニーズに応じて提供

※大学等にとって過度な負担ではないか≒合理的か

【参考】障害者の権利に関する条約の定義

第２条　定義（抜粋）

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

合理的配慮は多様かつ個別性が高く、「何が合理的配慮か」を網羅して示すことは難しい　⇒　大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を整理

○合理的配慮の考え方➁

項目別　主な記載内容

①機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。

②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。

③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。

④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。

⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。

⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。など

○合理的配慮の考え方➂

基本的な考え方

修学機会の確保

○入試

・大学の学修に必要な能力・適性等について、障害のない学生と公平に判定するための機会を提供

○受入れ後

・個々の学生の障害の状態・特性等に応じて、学生が得られる機会への平等な参加を保障

一方で、

高等教育の質の維持

ただし、

・教育の本質や評価基準を変えてしまうこと

・他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更や調整を行うことを求めるものではない

「大学等にとって過度な負担ではないか」と「個々の学生の教育的ニーズ」での変更・調整

○合理的配慮の考え方➃

受入れ姿勢・方針の明示（≒情報公開）

進学希望者・学生は、情報不足

・どのような支援が受けられるか

・過去に同じような学生が在籍していたか

そのため、各大学等がホームページ等で情報提供

・可能な限り具体的に（支援内容・体制、受入れ実績等）

・アクセシブルに

学生本人からの支援の申出によって、

合意形成・決定過程

・学生本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重し、個別の検討・判断

・意思表明プロセスを支援（本人が必ずしも単独で意思疎通できるとは限らない）

⇒専門家の同席、情報を整理して提示

・過度な干渉やハラスメントの防止

・根拠資料の提出を求める（他の学生との公平性）

（障害者手帳、診断書、心理検査の結果、専門家の所見、大学入学前の支援状況の資料等

また、体制整備

○合理的配慮の決定のための体制整備

○支援体制の整備

○異議申し立て窓口、対応プロセスの整備

・体制整備について

体制整備

○合理的配慮の決定のための体制整備

○支援体制の整備

○異議申し立て窓口、対応プロセスの整備

検討会での主な議論

・「様々な機会」での合理的配慮について、学生と調整し、支援を実行していくためには、様々な学内関係者（教員、職員、支援担当者等）との調整が必要。

・特に、授業を担当する個々の教員の理解が重要。

・合理的配慮の決定に当たっては、学生の申出が必ずしも本質的なニーズとは限らず、専門的な見地からのアセスメントが重要。

・支援に当たっては、必要に応じ、学外（自治体、NPO、他大学、特別支援学校等）との連携も重要。

学長のリーダーシップにより、大学等全体として専門性のある支援体制の整備が重要

相談窓口の統一、障害学生支援を専門的に行う担当部署の設置、適切な人的配置

○短期的課題と中・長期的課題

短期的課題

○各大学等における情報公開及び相談窓口の設置

・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。

・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。

○拠点校及び大学間ネットワークの形成

・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理

①大学入試の改善

②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化

③通学上の困難の改善

④教材の確保

⑤通信教育の活用

⑥就職支援等

⑦専門的人材の養成

⑧調査研究、情報提供、研修等の充実

⑨財政支援

以上